様式3-2



連級	譲受人	2 4 3 - 4 3 2 1
先	代理人	2 3 1 - 1 1 1 1

農地法第5条第1項の規定による許可申請書

令和 年 月 日

前橋市農業委員会長 あて

譲受人 桃ノ木 鴨子 印

譲渡人 桃ノ木 川之助 印

上記代理人 住所 前橋市表町二丁目○△番地3 氏名 行政書士 赤城 一郎 印

下記によって転用のため土地の「使用貸借権」を「 設定 」したいので、農地法第5条第1項の規定により 許可を申請します。

計りを中記	育しより。 								
申	請 当	事 者							
当事者の別		氏名又は名称		住 所					
譲 受 人		桃ノ木 鴨	7	前橋市○◎町1522番地1					
譲渡人		桃ノ木 川之	助	前橋市△□町142番地					
転	用 の	目 的							
一般住宅									
契 約 の 内 容									
(該 売 買	当字句を○で ・賃貸借 (使)	<u>かこむ</u>) 用貸借) その何	也 ()	権利の設定 移転の時期				
許可を受けようとする土地の表示、利用状況その他									
土	地の所	在		地	目	元 体		市街化区域・市街化	
市	町	字	地番	登記簿	現況	面 fi m ²	耕作者氏名	調整区域・その他の 区域の別	
前橋市	●◎町		11-2	田	畑	4 1 2	同左	調整	
前橋市			11-3	田	畑	5 0	同左	調整	
		以下	余	白		賃借権者・利 18条6項に	用権者がい よる解約が	る場合 必要	
*面積は必ず土地登記簿謄本のものを記入のこと(農地法第 5 6 条) 計 4 6 2 ㎡ (田 4 6 2 ㎡ 畑 ㎡)									

(備考)

*申請者や土地筆数が多く所定欄に書ききれない場合は、 別紙に同様の欄を作成記入し、申請書と別紙を綴じて 申請印で割印する

様式3-3

(捨印) (捨印)

転 用	事	由	の	詳	細							
譲受人: 現在、	県営	住宅にん	人居し	ている	るが、子供	(2人) も	ら成長し	部屋数が少	なく困って	ている。		
住宅建	き設資	金の目外	処もつ	き、す	また来年は長	- 男が中等	学に進学	するため、	家を建てる	る好機と考え	こる。	
譲渡人: 娘の住	宅建	き設のたる	めに土	地を提	是供したい。							
#- H	<i>D</i>	n±:	-11-11									
転 用	の _ロ		期	: 71	3 1 11	車 光	<i>→</i> ₩ ²	 業期間	77	9 Æ 7	· п	1 []
工事着手年工事完成年		日	2年		月 1日	事業					.月	1日
	月 に	日 係 る				は施		利用期	間	916	2 0	年間
#4 /11 11 11	, C	- 名	7 ;	た 入 称	棟	数		英面積	所具	要 面 積	備	
 土 地 造	成			1/4.			~ >	K III A	771 3	m ²	Uni	
	, , ,	. 的几 / 计 /	<u>→</u>		1F 60.			50 m² 4 6 2 m²				
建築物一般住宅				1 棟 2F 55. 10 (F								
	計				1 村	東 	1	15. 60 m ²		4 6 2 m²		
工作	物											
小	計											
計 1 棟 115.60 m² 4 6 2 m²												
地下資源採取の場	場合	掘削	削深		m	採耳		m³				
資 金 調 達	に・	ついて	ての	計画	町				資	金証明書額	 面どお	9
(必要経費内訳)								(調達方	法) に	記入する		
土地購入費(賃	借料))	F.		建物建築費	21, 050,	000 円	自己	資 金	7,	865, 4	32 円
施設費		450,0	000 円		土地造成費	500,	000 円	◎○銀行:	から借入	¥ _{15,}	000, 0	00 円
費						22,000,		補助	金			円
転用することに	こよっ	て生ずる	る付近	の農地	也、作物等の	被害の際	方除施設の	の概要				
東側は市道(5m)、南側は宅地、西側は畑、北側は田。東側道路の高さまで盛土をし、西側と北側の境界には								ţ				
コンクリートで土	留め	をする。	西側・	北側7	からは2mじ	人上離して	建築し日	照に配慮す	トる等、付	近の農地、作	ド物等に	
被害の無いように	施工	こする。 生	生活排	水は消	争化槽・桝を	:設置し見	東側側溝(に放流する	0			

【記載例】5条許可、一般住宅、使用貸借(親子間などで土地を無償で借りる場合)

関係法令の許認 可申請届等手続 状況	開発許可申請:令和2年5月1日に申請済み。 開発許可申請年月日を記入のこと 農振除外 認可年月日:令和元年11月
その他参考とな るべき事項	開発許可申請が必要なもので、未申請の場合 審議が停滞することもありますので十分ご留意ください